

求む！ 水防団員

水防団は、南海トラフを震源とする大地震による津波の襲来や集中豪雨等の被害による水害への危機感が高まる中、水防団員が不足しています。

水害から私たちの生命と財産を守るために、堤防の監視、警戒、通報、防潮鉄扉の開閉の作業等を行う水防団員を緊急に募集しています。

組合防御区域内にかかる市区内在住、在勤の18歳以上の健康な方のご応募お待ちしています。

連絡・問い合わせ先

大和川右岸水防事務組合

〒558-0032 大阪市住吉区遠里小野7丁目8番18号

TEL 06-6694-0271・0272

水防団・水防団員についてのQA

Q 組織について

A 水防事務組合は、地方自治法に定められた特別地方公共団体です。

また、水防団員は非常勤の公務員という身分を有しています。

Q 会社に勤めていても団員になれますか

A 団員になれます。会社の業務に支障になる出動の指示はしません。

あくまでも皆さんの空いている時間帯の活用で結構です。

Q 水防団員の役割について

A 「平常時の活動」

- ・水防訓練等（水防工法（土のう積みなど 年間5～6回）。

- ・水防倉庫に保管されている水防用資機材の整備点検。

「非常時の活動」

- ・堤防巡視、危険箇所の発見、水防工法（土のう積み等）、防潮鉄扉の開閉等。

Q 水防団員の出動基準について

A 高潮、津波等注意報・警報が発令された時や震度4以上の地震が発生した時。また、水防法により知事から緊急出動の指示を受けた時などに水防団からの指示によ

り出動し警戒に当たることになります。

Q 水防団員の活動時間について

A 分団長が、皆さんの活動できる時間帯を事前にお聞きして、災害の規模、緊急性等に応じて出動要請し水防活動に従事してもらうことになるので、まずは問い合わせ先までご相談ください。

Q 訓練などに従事したときの費用弁償等について

A 水防訓練は6,500円/回及び洪水など水防作業に従事すれば出務手当、作業手当などが支給されます。

また、班員に報酬(4,200円/年の内から共済掛金500円を控除して)が支給されます。(3月末)。また、階級が上がるのに合わせて報酬額も上がります。

Q 補償制度について

A 水防に従事した団員の損害補償（水防団員等公務災害補償条例）として、療養補償・休業補償・障害補償・遺族補償等があります。

また、水防団員共済会から見舞金（1ヶ月以上病臥、災害）、弔慰金、退職報償金（団員10年以上、出動回数に応じ最高30,000円）が支給されます。

Q 表彰制度について

A 長年、水防団として活動した場合には、大阪市民表彰、大阪府知事表彰、叙勲が授与されることがあります。